

シンポジウム

ヴォランティアな社会としてのヴィクトリア朝 —イギリス的自由の歴史的展開—

高田 実

1 「小さな国家」と「安定的な社会」

「1860年代の連合王国ほど国家が小さな役割しか果たさなかった工業国はない」とは、グラッドストーンの伝記作家、コリン・マシューの言葉である。ヴィクトリア期は、レッセ・フェールが支配的なイデオロギーとなり、「自助」が推奨された時代だ。サミュエル・スマイルズの『自助論』に示されるように、庶民は、国家に依存せず、自立して、リスpekタブルな生き方をするように求められた。表面的には、「小さな国家」のもとで「ヴィクトリア朝の価値観」が普及し、諸個人が刻苦勉励することで、「ヴィクトリア朝の繁栄」がもたらされたように見える。

しかし、諸個人が、ひとりですべてを立派に行ったわけではない。確かに、国家は小さかったが、国家の代わりに「安定的な社会」が、人々の生活を支え、同時に人々の行動を律した点が銘記されねばならない。ヴィクトリア朝社会は、「小さな国家」、「安定的な社会」、自助・リスpekタビリティの規範、この三者の合成体として表現できる。

ディッケンズの小説を読んでもれば、このことがよくわかる。『クリスマス・キャロル』では、ケチなスクルージは、最初クリスマス時の寄付を断るが、幽霊の登場により改心し、最後は優しい慈善家として社会に貢献する。慈悲深い共同経営者マーレイに比して、スクルージは、自らの社会的責務を理解しない私利私欲に固まった守銭奴として描かれる。また、『オリヴァー・ツイスト』では、オリヴァーは、救貧院が用意した過酷な

徒弟奉公から逃げ出し、盗人集団に入れられるが、そこでは寄る辺なき者たちが自分たちの力で生き抜く術を身に着けていた。公的支援が不十分な社会において、逃げ場を失った少年たちの生き残り戦術をギリギリのところまで支えていたのは、皮肉なことに「盗賊のアソシエーション」とでもいえるものだった。さらに、ギャスケルの『メアリ・バートン』や『北と南』にも、労働組合や協同組合などの労働者の相互扶助組織が登場する。ヴィクトリア朝には、たくさんの相互扶助組織があり、これが人びとの生活を支えた。「自助」とは、昨今もてはやされる「自己責任」などではなく、「集団的な自助」「相互扶助」によって達成されるものであった。

ここで、少し考えてみたい。慈善をしようがしまいが「自由」なはずである。しかし、一定の社会的地位にある人間が慈善行為を行わないことは、社会通念に反すると考えられていた。慈善は個人の自由であると同時に、社会的な規範と化していた。こうした、価値観と行為を前提に社会が成り立っていたのである。また、少年盗賊団も、とても褒められたものではないが、ご飯のおかわりをねだっただけで罪悪視される救貧法の世界と対比すれば、よほど実質的なセーフティネットを提供していることが示される。さらに、労働者たちは自分たちを守る相互扶助と闘いの組織を作り、生活防衛を自らの手で実現している。自らがルールを作り、その中でリスペクタビリティを実践している。19世紀中葉には、こうした規範が、著作、雑誌などを通して広められたのである。

このように、ヴィクトリア朝の社会ではタテとヨコの自発的な結合と支援の力が働き、ヴォランティアズムの網の目が張り巡らされていた。さまざまな慈善団体、地域団体、結社、組合が社会の隅々までを覆い、共同性の網の目を密にしていた。近代社会は、共同性なき社会ではない。個人の自立性と自発性を前提とした社会的共同性に支えられていた。中世の共同体が崩壊した後、人びとは生身の個人として社会に向き合ったのではなく、近代的な協同性の枠組みの中で暮らしていたのだ。しかも、それぞれの共同性には、人びとを縛る規範も内包されていた。この〈つながり〉と〈しほり〉の両面をもった共同性が、どれだけ巧みに組織化され、どのように機能したかによって、それぞれの社会のあり方、つまり社会の質が違ってくる。

イギリス近代社会にとって、ヴォランティアリズムは決定的な重要性をもった。次の叙述はそれを端的に表現している。「アソシエーションの精神がわれわれの宗教、社会、産業、商業、政治にかかわる生活のすべての網の目の中に織り込まれている」。その精神は、「春秋に群れをなして海をわたってくる鳥たちの移動本能と同じくらいに、人間にとって生まれつき備わっているものなのである。イギリス国民の歴史全体が、ヴォランティアな結集の努力 (voluntary associative effort) で満ち溢れている。その努力は立法府にとっての道案内であった」(Robinson, 1913, pp. 366-367)。

2 ヴォランティアリズムとは

さて、「ヴォランティアリズム」とは何か。それは自発的な集団的行動の様式とその背後にある価値観を指す言葉である。もちろん、この言葉が、ヴィクトリア時代に、どれだけ今日われわれが使う意味で定着していたかをめぐっては議論のあるところだし、それについては、光永報告や大石報告が触れる。

とりあえずこの操作概念を定義しておけば、「誰かに強制されることなく、自発的意思に基づいて行動し、他者との連帯の中で、自らが決めたルールを守りながら『よき社会』を構築しようとする行為と価値観」となる。あるいは、福祉に限定すれば、「国家的な法＝権力的な機構から提供も強制もされない、私益を超えて人の生存の質向上のために動員されるエネルギーとその発言形態の総体」(岡村・高田・金澤、2012、8頁)となる。この規範的な力をもつ価値観が世間に充溢し、ヴィクトリア朝の社会に独特の質を刻印することとなった。

たとえば、病院、学校、チャリティなど、人々の生存と生活の豊かさを担保する社会的装置には、この理念が埋め込まれていたし、ナショナル・トラストなどの自然保護と歴史的遺産保存の運動も、ヴォランティア力によって支えられてきた。さらに、労働者たちは、労働組合、友愛組合、協同組合を組織し、相互扶助の力によって「集団的自助」を実践していた。この結果、生活保障、労働、音楽、文化などの世界では、「ヴォランティア・アソシエーション」と呼ばれる多くの自発的な結社が叢生し、それらは人

びとの生活になくなくてはならないものになっていた。19世紀末には人びとは平均すると5つか、6つのアソシエーションに加入していたようだ。また、このような組織の形をとらなくても、世の中をよくするために自発的に行動する良識ある市民の遍在が、イギリス社会の誇りとされた。「自由」や「自立」という至上の価値観は、このような共同の自発的行動に支えられることで、現実的な力となった。

その意味で、「ヴォランタリなもの (the voluntary)」は、近代イギリスの「社会的なもの (the social)」を体現する重要な価値観であったといえる。国家はもとより他者から強制されることなく、自発的に行動することによって、ひとびとの生存と生活の質が向上することになった。ヴォランタリズムは、イギリス「市民社会」を支える重要な原動力の一つであったのだ。

一言しておけば、このシンポジウムでは、決してヴォランタリズムを理念化しようとしているわけではない。トレントマンやハリスが明らかにしたように、どこにも理想的な「市民社会」などは存在しない。「市民社会」には複数のパラドックスがあり、複数の境界線が作用していた。階級、ジェンダー、エスニシティ、ローカリティなどなど、そこに働く境界線の力、つまり包摂と排除の複合が独自の市民社会を作っていたのだ。それと同じように、ヴォランタリズムという駆動力内部にも多くの屈折する力が作用していた。このシンポジウムは、その力の複合を歴史の実態から明らかにしたいと考えている。従来まで用いられてきた「市民社会」といういささか、静態的で、理念化され、かなりの普遍性を持つ言葉でなく、あえてヴォランタリズムという言葉を用いるのは、その動態的な力、イギリス的な特質を表現したいからだ。その言葉を用いることで、社会の実態と矛盾をより深く分析できるのではないかと考える。

3 ヴォランタリズムと国家

他方、こうした社会のあり方を国家の側から見てみるとどうなるだろうか。「小さな国家」が成り立ったのは、国家機能の多くをヴォランタリズムが実質的に担ったからだ。病院、学校、救貧、秩序維持など、社会の諸

側面は国民のヴォランティアズムによって支えられていた。市民は、それらの組織の運営に参加する中で、能動的市民権の観念を身に着けた。自らの意志で組織の運営に参加し、自分たちで決めたルールに従って行動した。また、行動の結果についても、報告書を作成し、アカウントビリティの確保に努めた。こうした組織への自発的な参加によって、人びとは市民としてのルールを学び、「徳」を身に着けたとされる。そのため、これらの組織は「シティズンシップの学校」「民主主義の学校」と呼ばれた。特に、国家組織から排除された女性たちは、地域団体、自発的結社に積極的に参加することで、大きな社会的役割を果たした。

国家は、こうしたヴォランティアズムが十分に力を発揮するための仕組みづくりに腐心した。特定の団体にだけ適用される個別法 (private Act) という手法を用いて、自発的結社や地域団体を法的に登録させ、それらの団体を保護した。優遇税制、必要経費の考慮などを通じて、これらの組織が縦横に力を発揮することを最優先に考えた。また、大陸の国々では、国家や地方行政団体が担うはずの機能を、こうした団体に「権限移譲 (devolution)」することで、より徹底した「自治機能」を果たさせた。なぜ、イギリスでは、国政の選挙権よりも、地方団体の選挙権の民主化が先行したのかの秘密はここにあった。人々は、組合や相互扶助団体などのアソシエーションはもとより、地方議員、救貧委員、教育委員を選び、あるいはそれらに選ばれることで、地域社会の公的役割を担ったのだ。国家以上に、地方社会の包摂力を高めることで、社会の安定をめざしていたのである。サッチャリズム登場以降の歴史学の研究は、ヴォランティアズムそのもの以上に、こうした小さな国家の重要性を強調している。

以上からわかるように、ヴォランティアズムという社会的理念は「公的なもの (the public)」としても機能した。ヴォランティアズムは、プライベートな領域における行為を出発点としつつも、社会的な役割を担いながら、公的な制度の中にビルドインされていたのだ。社会的なものとの公的なものは重なり合っていた。この点は、林田報告で治安維持機能を例にとり詳しく説明される。

4 ヴォランタリズムとイギリス的な自由主義

ところで、こうしたヴォランタリズムは、イギリス的な「自由」あるいは「自由主義」のあり方と密接に関連していた。

まず、「消極的自由」の文脈がある。議会主権という「自由」の歴史的な文脈がある。イギリス革命は、早期的に「専制からの自由」を確保し、議会主権の国制（constitution）を確立した。議会＝法の支配こそが「もっとも威厳あるイングランド精神」であるともはやされ、議会を軽視する者は最も「非イングランド的」とであるとされた。「自由（liberty）」とは「安定した、公正な法に従って統治される権利」と理解されていた。その意味で、イギリスは「自由の土地」とされた。この名誉革命体制のなかで、議会は専制国家への防波堤となり、「自由」のアリーナを確保した。そこで、どのような内実をもった社会を作るかは、地域団体やヴォランタリな社会の力に委ねられていた。この団体が社会創造を試みる精神がヴォランタリズムであったのだ。

次に、「積極的自由」の文脈がある。議会主権の確立により「専制への恐怖」が次第に後退することによって、自由は新たな社会を創造する積極的な意味合いを持つようになる。相次ぐ選挙法の改正により、より多様な階層の人びとが政治に参加する中で、国家の機能を生活改善のために積極的に利用しようとする自由主義が台頭する。国家の有機性と全体性についての認識が深まる中で、特定の利害を「超越した（above）」全体を見渡しながら「公共精神」を行使すべきであり、そのためには国家の干渉も必要であるとされた。ヴィクトリア朝のベンサム主義と国家の干渉政策に、福祉国家の起源を求めようとする研究もあるくらいだ。

この積極的自由への欲求は、ヴォランタリズムの展開の中で蓄積されてきた社会的経験をよりどころとした。20世紀初頭には、国家干渉を求める「新自由主義（New Liberalism）」が台頭し、年金、社会保険、最低賃金、給食・身体検査、失業対策などの一連の福祉立法が制定されるが、それらは19世紀のヴォランタリズムのなかで蓄積された民間団体での経験、つまりそこでの成果と限界の認識によってもたらされたものであった。保険も、年金も、民間の団体の中にその手法は存在したが、それを「強制」

を用いて国家レベルに拡大することで、民間団体の限界を克服しようとした。

最後に、「小さいが、規制的で、強い国家」を機能させる自由の問題がある。18世紀のイギリスでは、財政軍事国家のもとで、対仏戦争の遂行に必要な臨時的な制度として課税・国債制度を急速に作り上げた。議院内閣制の下で、強い国家ができ上がったのだ。ナポレオン戦争後、平時への移行に伴ってこの財政軍事国家の重い鎧は脱ぎ捨てられるが、対仏戦争期に構築された諸制度のうち、平時にも利用できる制度そのものは、歴史的な文脈に応じて活用された。たとえば、戦時の臨時税として導入された所得税の制度はその後も利用されるし、国債制度も然りだ。こうして、19世紀のいわゆるレッセ・フェールの時代には、小さいけれども、規制的な、強い国家ができ上がった。この国家がヴォランタリズムを機能させるフィールドとツールをさまざまな形で提供し、ヴォランタリズムの側もこの国家の力を利用しつつ、拡大した。国家のサイズと強さとは区別しなければならない。

国家とヴォランタリズムは、イギリス的な自由主義の枠組みの中で、相互依存関係を持ちながら社会的機能をはたしていたといえる。イギリス的な国制の枠組みから、ヴォランタリズムだけを切り離して議論することは、その真の理解を誤らせることになる。

しかし、自由主義とヴォランタリズムは、親和性をもっていたばかりでなく、同時に、緊張関係にもあった。アソシエーションやヴォランタリズムの展開が、かえって「専制」をもたらすのではないか、ミルは自由主義とヴォランタリズムの一種の緊張関係を論じている。光永報告はこの点を詳しく論じる。

5 シンポジウムの課題と構成

本シンポジウムでは、ヴォランタリズムがヴィクトリア朝社会においていかに機能したのか、その社会的・歴史的源泉はどこに求められるのか、さらにその歴史的意味をどのように評価すべきか、これらの点を考える。

まず、光永報告では、今日われわれが「ヴォランタリズム」と呼ぶもの

が、当時のイギリスにおける自由主義思想においていかに理解されていたのかを、J.S. ミルを例にとりながら示す。とくに、ヴォランティアな団体による様々な行為が、自由主義的な価値観と葛藤するとミルが捉えていた面に注目し、ミルの自由主義の変容とヴォランタリズムとの関係を問い直すことを試みる。

次いで、林田報告では、ヴォランタリズムが「公的なもの」としても機能していたことを、社会秩序維持の面から検討する。1830年代の公的な警察制度の整備によって、従来民間で治安維持機能の一部を担っていた犯罪訴追協会の役割がどのように変化したのか、あるいはしなかったのか、その役割の連続性と断続性を明らかにする。公的警察制度確立の後でも、私的で、ヴォランティアな団体であった同協会が治安維持において主体的な役割を果たしていたことが明らかにされる。

最後に、同時代人はいかなる心性のもとにヴォランティアな行為を行っていたのか、宗教的な側面から、ジェンダー視点も取り入れながら明らかにするのが大石報告だ。当時の「ヴォランタリズム」の支配的な意味は、宗教上の「任意寄付制」であったが、この語義を活かしつつ、同時代のユニタリアン派のヴォランタリズムがどのように展開していたのかを示し、その文脈の中にギヤスケルを位置づける。

以上の考察から、自由主義の中で「自発的に」社会を構築しようとする力と、それを支える価値観がもつ両義性を明らかにしたい。ヴォランタリズムは理念化されるべきものでもなければ、それが持つ歴史的・社会的価値を軽視すべきものでもない。

本シンポジウムは、歴史の中に「あった」ヴォランタリズムの実像を提示することを通じて、ヴィクトリア朝社会の実像に迫るための試みである。同時に、この歴史的分析は、今日のBig Society論争でも一大争点となっているヴォランタリズムを、長期的な視点から考え直す契機としたいとも考えている。

主要参考文献

Brewer, J., *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783*, London: Unwin Hyman, 1989.

- Clark, P., *British Clubs and Societies, 1580-1800*, Oxford: Oxford University Press, 2001.
- Daunton, M., *State and Market in Victorian Britain: War, Welfare and Capitalism*, Oxford: Boydell Press, 2008.
- Harris, J., *Private Lives, Public Spirit: A Social History of Britain, 1870-1914*, Oxford: Oxford University Press, 1993.
- Harris, J. (ed.), *Civil Society in British History: Ideas, Identities, Institutions*, Oxford: Oxford University Press, 2003.
- Hilton, M. & McKay, J. (eds.), *The Age of Voluntarism: How We Got to the Big Society*, Oxford: Oxford University Press, 2011.
- Ishkanian, A., & Szreter, S., (ed.), *The Big Society Debate: A New Agenda for Social Welfare ?*, Cheltenham; Edward Elgar, 2012.
- Mandler, P. (ed.), *Liberty and Authority in Victorian Britain*, Oxford: Oxford University Press, 2006.
- Oppenheimer, A. & Deakin, N., (ed.), *Beveridge and Voluntary Action in Britain and the Wider British World*, Manchester: Manchester University Press, 2011.
- Prest, J., *Liberty and Locality: Parliament, Permissive Legislation, and Ratepayers' Democracy in the Mid-nineteenth Century*, Oxford; Oxford University Press, 1990.
- Thompson, F.M.L. (ed.), *Cambridge Social History of Britain 1750-1950, vol. 3, Social Agencies and Institutions*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990.
- Trentmann, F. (ed.), *Paradoxes of Civil Society: New Perspectives on Modern German and British History*, New York & Oxford: Berghahn, 2000.
- Robinson, M.F., *The Spirit of Association*, London: John Murray, 1913.
- 岡村東洋光・高田 実・金澤周作『英国福祉ボランティアズの起源——国家・コミュニティ・資本』ミネルヴァ書房、2012年。
- 小関 隆編『世紀転換期イギリスの人びと——アソシエーションとシティズンシップ』人文書院、2000年。
- 『近代都市とアソシエーション』山川出版社、2008年。
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会、2014年。

[本稿は科学研究費基盤研究 (B) 課題番号 24320154 「『ヴィクトリア朝幻想』の形成と解体」(代表者 井野瀬久美恵) の研究成果の一部である]